

悪い人が狙っている

廃棄物不法投棄に注意

最近、海匝地域内で廃棄物の不法投棄が急増しています。遊休地で荒れた土地は特に不法投棄されやすい土地です。普段から車両が乗り入れできないように封鎖するなど管理を心がけましょう。

また、悪徳業者が無許可で建設残土を持ち込む事件も起きています。早朝や深夜に不審な車両が出入りしたり、工事現場で

ない場所でも重機が動いているのを見かけたら通報をしてください。

問い合わせまたは通報先
北総県民センター海匝事務所
地域環境室 ☎64・2825、市環境生活課環境班 ☎73・0088
夜間・休日の緊急通報先
産廃ダイヤル
☎043・223・3801

野鳥は捕まえたり飼ったりできません



メジロ、ホオジロをはじめとする野鳥を捕獲・飼育することは「鳥獣保護法」により禁止されています。

狩猟や特別な許可を受けた場合を除き捕獲・飼育することはできません。

鳥獣保護法に違反して捕獲・輸入した鳥を飼育・販売することも禁止されています。
違法捕獲や違法飼育等を見聞

もっと知りたい 介護保険Q & A



Q：10月から介護保険料の特別徴収の内容が一部変更されたと聞いたのですが、どのように変わったのでしょうか。

A：介護保険料は、65歳以上の人みなさんにかかるものですが、納め方には年金から天引きされる特別徴収と納付書で納めていただく普通徴収の2通りの方法があります。

特別徴収の方は、年金からあらかじめ介護保険料が差し引かれますが、介護保険制度の改正により、10月からは障害年金や遺族年金からも介護保険料が天引きできるようになりました。

また、普通徴収から特別徴収への切り替えの回数が年1回から年6回になり、年金から天引きできるようになる時期が半年程度早くなります。

Q：10月で65歳になりましたが、介護保険料はどのようにして納めるのでしょうか。

A：介護保険料は、65歳に到達した月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めるようになります。例えば、10月1日生まれの人は9月分から、10月2日生まれの人は10月分から納めます。

65歳の誕生日を迎えた人や他市町村から転入された人は、はじめのうちは年金から介護保険料が差し引かれませんので、年金から保険料が差し引かれるようになるまでは納付書で納めていただくようになります。

65歳の誕生日を迎えた人は、誕生日の翌月（65歳の誕生日の前日が属する月の翌月）に介護保険証と一緒に納付書が送られてきますので、お近くの金融機関で納期限までに納めてください。

なお、口座振替をご希望される人は、納付書と預金通帳、通帳の届出印を持って、口座のある金融機関でお申し込みください。

災害や著しい所得の減少などの特別な事情などにより保険料が納められない場合は、高齢者支援課にご相談ください。

問高齢者支援課 ☎73-0033

きしたことがある場合は最寄りの県民センターまたは自然保護課までご一報ください。

問県庁自然保護課 ☎043・223・2972、北総県民センター ☎64・2825

動物による 危害防止対策 強化月間

11月は動物による危害防止対策強化月間です。次のことに注意して、動物を適正に飼いましょう。

犬は登録と狂犬病予防注射を必ず行って、鑑札と注射済票をつけてください。

ネコは屋内で飼いましよう。屋外で飼うと近隣に迷惑をかける、交通事故や病気にかかる



危険があります。サル・ヘビ・ワニなどの危険性がある特定動物を飼う場合は、保健所長の許可が必要です。動物が逃げださないように管理して、逃げた場合はすぐに保健所・警察へ通報してください。

動物を飼えなくなった場合、新しい飼い主を探してください。動物を野に放すと、人への危害や自然に影響を与えて大きな問題となります。

問海匝保健所八日市場地域保健センター ☎72・1281、動物愛護センター ☎0476・93・5711

祝日の可燃ごみ 収集について

11月3日（金）は祝日ですが、可燃ごみの収集を火・金曜日に行っているゴミステーションは収集を行います。なお、この日は環境衛生組合処分場への直接搬入はできません。

問匝瑳市ほか二町環境衛生組合

☎72-3036



飯高豊和鳥獣保護区 指定のお知らせ

鳥獣保護区の指定内容

飯高地区飯高壇林の郷土環境保全地域および妙福寺・飯高神社の森郷土環境保全地域から構成されている飯高鳥獣保護区(72ha)と豊和銃猟禁止区域(294ha)を統合し、飯高豊和鳥獣保護

区(366haの森林鳥獣生息地)と名称を改めた上で鳥獣保護区域が拡大されることになりました。
鳥獣保護区の区域
左地図のとおり

鳥獣保護区の存続期間

11月1日～平成28年10月31日

生息する鳥獣類

鳥類三十科66種、獣類四科4種
有害鳥獣の捕獲(駆除)について

鳥獣保護区内では、多様な鳥獣の生息環境を保全するために、原則として狩猟が禁止されていますが、鳥獣による農林水産物への被害等が著しく大きい場合には、被害状況を調査し、県知事の許可を得た上で、有害鳥獣駆除を実施することが可能です。
問北総県民センター海匠事務所
地域環境室 ☎64・2825、産業振興課農政班 ☎73・0089



ご注意ください! 狩猟期間中です

11月15日から来年の2月15日まで狩猟が解禁されます。
鳥獣保護区などの規制区域、人家のある場所、公道、公園などを除く山野、海岸などで狩猟が行われますので、狩猟場所の周辺では、

次の点に留意してください。

山歩きや遠足に出かけるときは、目的地およびその行程に狩猟が行われている場所が含まれているかどうかの事前確認を行ってください。

山道を歩いたり、山林・田畑で作業を行う場合はなるべく目立つ服装をするよう心がけ、ラジオを流すなどして自分の存在を周囲に知らせよう心がけてください。また山道を歩く場合は単独行動を避け、登山歩道から外れたり、やぶに入ったりしないようにしてください。

狩猟に伴う、危険と思われる行為や事故を見聞きしたときは、県庁自然保護課まで連絡してください。

狩猟期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。狩猟をされる方はマナーを守り、事故がないよう安全な狩猟を心がけましょう。

問県庁自然保護課 ☎043・223・2972、海匠事務所地域環境室 ☎64・2825

若者の就業を支援 ジョブカフェちば出張版

広報9月号でお知らせしたジョブカフェちば出張版の11月15日分の参加予約を1日から受け付けます。

就職について悩みをもつ34歳までの若者が対象です。ぜひご参加ください。

開催日：11月15日(水)

会場：市民ふれあいセンター

求人案内セミナー

定員：20人 時間：10時～12時

内容：求人票の見方や求人案内を行います。

個別相談会

(各回40分、定員2人ずつ)

13時～13時50分、14時40分

～15時30分 内容：適職診断や個々の相談に専門のアドバイザーが応えます。

問産業振興課 ☎73・0089

戦没者追悼式

市では、戦没者を追悼し、平和を祈念する式典を行います。

日時：11月28日(火) 10時～

場所：市民ふれあいセンター3階大ホール

市遺族会会員以外のご遺族が、参列を希望する場合は、11月13日(月)までに

福祉課へ申し込んでください。

問福祉課 ☎73・0096